

避難農業者経営再開支援事業の募集



新天地で再び
。

避難先や移住先で

農業経営を再開または規模拡大

するために必要な経費を補助します！

申請期間

令和7年度募集

4月7日(月)～12月5日(金)

支援
内容

(1) 補助率※1:

補助対象経費の1/3以内

帰還困難区域の方※2は補助対象経費の3/4以内

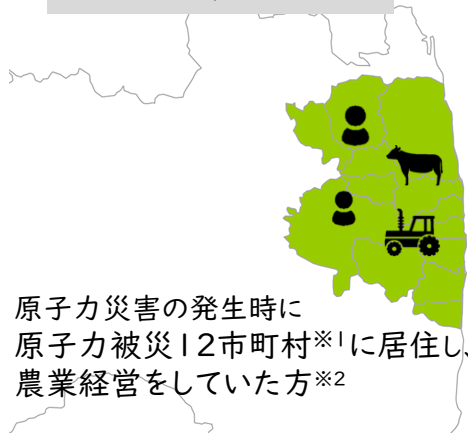
(2) 補助対象経費の上限: 1,000万円

※1 果樹及び家畜の補助金の上限は別に定めがあります。

※2 帰還困難区域等の農地台帳に登録されているか、住民票を有している方で、将来的に原子力被災12市町村で営農再開する意思があることが確認される方。

▶詳細は裏面へ

原子力災害の発生時

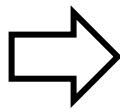


原子力災害の発生時に
原子力被災12市町村※¹に居住し、
農業経営をしていた方※²

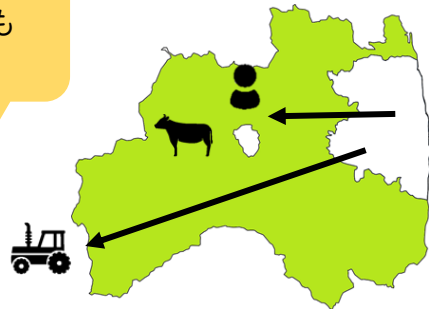
※¹ 田村市、南相馬市、川俣町、広野町、
檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、
双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村

※² 新規就農者は対象外

避難先や移住先が
福島県外の方も
対象!



現在



原子力被災12市町村外の避難先や移住先で
農業経営を①再開または②規模拡大※³する方

※³ 規模拡大は直近の事業年度の農産物の
販売金額が、震災前の販売金額と比べて
50%以下の方

対象者

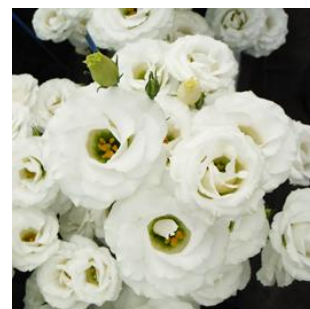


(1) 農産物の生産、流通、販売
に必要な機械等の導入
に要する経費

△フォークリフト等、農業用
以外に使える汎用性の高い
機械は対象外



(2) 農産物生産に必要な
施設の整備に要する経費
例：パイプハウス、果樹棚、
家畜飼養管理施設、
家畜排泄物処理施設等



(3) 果樹の新植・改植、花き等
の種苗や肥料、農薬等の
諸材料の導入に要する経費
△農業経営を再開する初年度
に必要な分のみ

補助対象経費



(4) 家畜の導入に要する経費
例：豚、肉専用繁殖牛、搾乳用雌牛



(5) 農地又は採草牧草地の
賃借に要する経費

申請

申請先：原子力災害発生時に居住していた市町村
申請書類：福島県ホームページからダウンロードできます

福島県 避難農業者

検索

詳しくはこちら↓



お問い合わせ

原子力災害発生時の居住地	お問い合わせ先
川俣町	福島県県北農林事務所 TEL 024-521-2604
田村市	福島県県中農林事務所 TEL 024-935-1308
南相馬市、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、 大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村	福島県相双農林事務所 TEL 0244-26-1337

※事業全般については福島県農業振興課 TEL 024-521-7336 も受け付けます